様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　　4月　　2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かみややくひんかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 神谷薬品株式会社  （ふりがな） かみや　はるき  （法人の場合）代表者の氏名 神谷　東樹  住所　〒441-8077  愛知県豊橋市神野新田町字ロノ割１８０  法人番号　4180301005412  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | お知らせ | | 公表日 | 2022年　　9月　23日（（更新日）2025年1月15日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「お知らせ詳細」の「DX時代における当社の取り組み」「DX基本方針」「DX推進体制」にて公表  <https://www.kamiya-y.co.jp/oshirase> | | 記載内容抜粋 | 1. DX時代における当社の取り組み   神谷薬品では競争環境へのデジタル技術の導入により、市場変化のスピードが飛躍的に加速していくなかで、DXの推進を行うことで方針の共有/戦略の決定・実行までのスピードを上げて競争環境の変化に対応していく事を取締役会にて承認し以下に掲げる方針を実行していく事とする。  DX基本方針  我々が掲げる経営理念実現のために現場情報(アナログ)と数値情報(デジタル)を融合させ、PDCAサイクルを回しお客様へ提供する付加価値を高める。またお客様の仮設検証を繰り返し成果を出すまでスピードで数多く試行錯誤することで、新規事業を作り出していく。   1. ビジネスモデルの方向性   DXビジョンを実現するために、AIなどのデジタルテクノロジーや顧客データ、ビッグデータなどの各種データを活用して、お客様のニーズを分析し、きめ細かいサービスを抜け漏れなく提供できる環境を実現し、お客様の更なる支持獲得と利益最大化を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | お知らせ | | 公表日 | 2022年　　9月　23日（（更新日）2025年1月15日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「お知らせ」の「DXビジョン推進シナリオ」「DX推進プロジェクト」の箇所にて公表<https://www.kamiya-y.co.jp/oshirase> | | 記載内容抜粋 | ①.DXビジョンの推進シナリオ  Phase3　（2024年～）：BIツールを用いたシステム同士の連携とデータドリブン活用による見える化で業務改善  ・各業務ごとにKPIを設定、リアルタイムに必要な情報が必要な人に共有化・見える化をはかる。  ・Google Workspaceを構築し、活用可能なデータを整理整頓。経営判断の変化に柔軟に対応できる体制を作る。  ・蓄積したデータを利用し傾向の把握・GASによる自動化によりチェック作業の簡略化をはかる。  ・DXリーダーを設置、各部門に適した指標の策定、データの構築を行う。  6.DX推進プロジェクト  神谷薬品では、既存ビジネスの深化・新規ビジネスの創出・デジタル活用環境整備を3つの戦略的な柱とし、DX推進プロジェクトへ取り組んでまいります。  ②DXビジョンの推進シナリオ  Phase4　（２０２５年～）：ZOHOの導入とAIを活用した業務改善活動の開始 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「お知らせ」の「DX推進体制」の箇所にて公表  <https://www.kamiya-y.co.jp/oshirase> | | 記載内容抜粋 | 1. 代表直轄のDXサポートグループを発足しデジタル人材育成・ＩＴ導入促進・ＩＴツールの活用サポートを推進することといたしました。 2. ２０２５年以降もDXに担当を付け、勉強会と実践会を通じて社内のDX化を推進していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「お知らせ」の「DX基本ルール」の箇所にて公表  <https://www.kamiya-y.co.jp/oshirase> | | 記載内容抜粋 | 1. ITツールを共通の道具として使いこなし可能性のある道具に毎年投資する。   現場主導のIT化を促進させる。  ②社内ペーパーレス化の推進（デジタイゼーション）  技術の進歩に合わせ、ツールを勉強し、使ってみる。 ※2025年1月現在：AI勉強会全社にてスタート |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | お知らせ | | 公表日 | 2022年　　9月　23日（（更新日）2025年1月15日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「お知らせ」の「DXビジョン推進シナリオ」「DX推進プロジェクト達成を図る指標」の箇所にて公表<https://www.kamiya-y.co.jp/oshirase> | | 記載内容抜粋 | 1. DX推進シナリオについて：   Phase.2,からPhase.3への判断指標で記載  Phase.2から Phase.3への判断指標として  ・全社員がグーグルワークスぺースをPC・IPadで活用している。  ・社内でデータ分析や自動化など改善の発表会が開催されている。  ・DX推進プロジェクトについて：  DX推進プロジェクト達成を図る指標にて記載  〈新規ビジネスの創出〉  ・毎年７月に社外のお取引様を招き「経営計画発表会」を実施し経営計画書及び財務指標の報告を行いそこで戦略の達成度を図る指標に基づき成果についての自己評価を開示している。  〈既存ビジネスモデルの深化〉  ・社内で運用しているシステムをシームレスに連携し、単体で動くシステムを無くしていく。  ・営業に関わるデータベースを構築しデータドリブン経営を実現させる。  ・社内での業務を見える化（数字化）することで、業務改善を数字をベースに行う。  〈デジタル技術活用環境の整備〉  ・アラジンシステムを導入しカスタマイズすることにより、事務処理の短縮を実現させ残業時間を削減させる。  ②Phase4　（２０２５年～）：ZOHOの導入とAIを活用した業務改善活動の開始   Phase3からPhase４への判断指標  ・全社員がAIをPC・IPadで活用している。  ・社内で集めたデータを活用して、お客様のサービス向上と労働生産性を向上し、１人当たりの生産性が上がる。  ※２０２５年１月現在：全社でAIを勉強し活用を始める  ・半自動化で抜け漏れを防止し、仕事のやり方を統一することにより作業性が上がる。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年　9月　23日（（改定日）2025年1月15日 | | 発信方法 | 1. ・当社コーポレートサイト内「社長あいさつ」にて戦略の推進状況等を実務執行総括責任者がテキストで発信   <https://www.kamiya-y.co.jp/> | | 発信内容 | ①既存ビジネスの進化  お客様との接点の強化・人材育成により資源を投入していきます。 お客様との接点強化においては既存の営業ツールとGoogleデータポータル等のBIツールを連携し営業における重要な指標を数値化します。  ②新規ビジネスの創出  現場情報（アナログ）と数値情報（デジタル）に基づき、増客の仮説検証を繰り返し成果を出すまでスピードで数多く試行錯誤を行います。外部法人とパートナー契約を行い販売チャネルを拡大します。  ③デジタル活用環境整備  バックオフィス業務の電子化を進めて参ります。経理業務・総務業務を中心に誰でも仕事が出来るように共通化を行っており、今後さらに移行の度合いを深め社内でのタスク総量を削減致します。   1. AIの活用による業務の効率化から活用まで取り組んでいく。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　8月頃　～　　　2024年　　12月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト（https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html）より入力している **202501AH00001203** |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　　8月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針に則り、月次を実施。 ・月1回環境整備点検でパソコンに関する点検項目でTOP自らチェック  SecurityAction制度に基づき2つ星の自己宣言を実施している。 https://www.kamiya-y.co.jp/oshirase |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。